

令和 6 年度南風原町立小中学校ICT支援員委託事業 募集要項 (案)

1 目的

本事業は、ICT環境を効果的に活用した「魅力ある授業づくり」「わかる授業」を推進するため、各小・中学校におけるICT支援員を委託します。

本事業に最適な事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施します。

2 事業の概要

(1) 事業名

令和 6 年度南風原町立小中学校ICT支援員委託事業

(2) 事業内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結 ～ 令和 7 年 3 月 18 日

(4) 事業規模

7, 260, 000 円 (税込み・予定) 以下

(5) 担当部署

南風原町教育委員会 学校教育課

3 参加資格

(1) 南風原町「令和 5 年度入札参加資格登録事業者一覧【物品その他】」に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

(4) 過去に国や地方公共団体が発注した事業等において、教育現場における保守委託・授業支援や講習会などを行った実績を有し、誠実に履行した実績を有すること。

4 スケジュール

内 容	期 間 等
事業の公表	令和 6 年 4 月 3 日 (水) ～
参加申込受付期間	令和 6 年 4 月 3 日 (水) ～ 令和 6 年 4 月 10 日 (水) ※午後 5 時まで
企画提案に係る書類提出期限	令和 6 年 4 月 12 日 (金) ※午後 3 時まで
企画提案選定委員会開催 (応募者によるプレゼンテーション)	令和 6 年 4 月 16 日 (火) 予定
選定結果通知	令和 6 年 4 月 17 日 (水) 予定
委託契約締結	令和 6 年 4 月 19 日 (金) 予定

5 応募方法等

(1) 参加申込

- i) 受付期間：令和6年4月3日～令和6年4月10日 午後5時まで
- ii) 提出書類：①参加申込書（様式1）
②会社概要（会社のパンフレット等でも可）
- iii) 提出方法：持参、郵送（受付期限必着）

(2) 企画提案に係る書類の提出

- i) 提出期限：令和6年4月12日 午後3時まで
- ii) 提出書類：①企画提案申請書（様式2）
②企画提案書
③見積書
- iii) 提出方法：持参、郵送（提出期限必着）

(3) 質問について

- i) 受付期間：令和6年4月3日～令和6年4月9日 午後5時まで
- ii) 質問方法：質問書（様式3）をFAX又は電子メールで提出すること。
- iii) 回答方法：質問の受付順で全参加者に電子メールで回答

(4) 提出先

南風原町教育委員会 学校教育課 担当 小嶺
【住所】〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
【TEL】098-889-6181 【FAX】098-889-2519
【Email】H8896181@town.haebaru.lg.jp

6 企画提案に係る提出書類について

(1) 基本的な考え方

企画提案書の提出にあたっては、委託事業の内容を十分に理解したうえで作成すること。

(2) 企画提案に係る提出書類

- i) 企画提案申請書（様式2）1部
- ii) 企画提案書（A4版、ページ制限は30枚程度、縦・横の指定なし） 10部
- iii) 見積書1部

(3) 企画提案書の作成

企画提案書には以下の内容を含め、この順番で作成すること。

- ・会社概要
- ・学校現場における実績（ICT支援員以外の保守等もすべて含む）
- ・情報セキュリティ管理について
- ・本事業における遂行体制
- ・学校教育におけるICT活用の基本的な考え方
- ・ICT支援員のスキルについて
- ・ICT支援員の業務内容について

- ・ ICT支援員が効果的に支援活動を行うための体制や方策に対する考え方

7 企画提案選定委員会

- (1) 開催日 : 令和6年4月16日(火)(予定)
- (2) 実施内容: 応募者によるプレゼンテーション

応募者は、選定委員会で企画提案書に基づきプレゼンテーション15分程度、質疑応答15分程度行うものとする。ただし、応募多数又は選定委員会委員長が必要と判断した場合は、一次審査(書類審査)を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。

8 選定基準および方法

本事業の事業者選定に係る選定委員会において、企画提案に係る提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を審査し、優れた提案の順に優先順位をつけたうえで、最も優れた提案者として選定された事業者と交渉を行い、契約を締結する。契約交渉が不調の場合は、審査結果に基づく上位順位の事業者から契約締結の交渉を行い、契約を締結する。

9 本事業に関する留意点

- (1) 本プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は参加者に無断で選定以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、その他不正行為をした参加者は失格とする。
- (5) 参加者は、プロポーザル参加により知り得た情報を、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。
- (6) 審査経過及び結果に対する異議申し立て等には一切応じない。
- (7) 本委託契約は、契約金額を上限とし、発生経費に変動があり得るものは、原則として精算を行うものとする。
- (8) 契約保証金を南風原町契約規則第33条の規定により免除されたい場合は、契約日までに免除に関する書類を提出すること。